

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	37 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 3 月まで

私は、20 歳の誕生日を迎えてから、自分で A 市 B 区役所に出向き国民年金に加入して保険料を納付するようになった。

昭和 49 年 11 月の結婚後も、国民年金には任意加入して保険料を納付していた。それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 20 歳に到達した直後の昭和 49 年 * 月頃に払い出されており、記号番号が払い出された同年 4 月以降については、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は 5 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 49 年 11 月の結婚後も国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付するとともに、61 年 4 月の国民年金法改正以降も保険料の納付を続けるなど、保険料の納付意識の高さがうかがわれることから、申立期間の保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者として、A社において、平成18年12月27日に被保険者資格を取得し、20年3月1日に同資格を喪失した旨及びB社に同年3月1日に同資格を取得し、同年7月25日に資格を喪失したことが認められることから、A社、B社両社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正し、申立期間②及び③の標準報酬月額を、いずれも13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月18日から同年12月27日まで
② 平成18年12月27日から20年3月1日まで
③ 平成20年3月1日から同年7月25日まで

私は、70歳になった時に勤めていたC社（申立期間①）の社長から厚生年金保険にはずっと加入させてあげると言われていた。

また、同社が倒産して、C社をA社（申立期間②）が引き継ぐことになったが、同社の社長と面接した時に、引き続いて厚生年金保険に加入させること、及び元気な間はずっと働いてほしいことを言われた。

さらに、A社からC社を引き継いだB社（申立期間③）が平成21年5月31日に解散したため、社会保険事務所に年金相談に行ったところ、70歳以降の期間について厚生年金保険に加入していないことが判明した。

平成20年7月に体調を崩し、パートとなったため、それ以降は健康保険及び厚生年金保険には加入しなくなったが、全ての申立期間については、給与から途切れることなく厚生年金保険料を控除されており、いずれの事業所の社長も厚生年金保険に加入させていると言ってくれていたため、当然に厚生年金保険に加入していたものと思っていた。

自分で社会保険事務所に出向いて厚生年金保険の加入手続をした記憶は無いが、一部の期間の給与明細書を持っており、全ての申立期間について保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③については、健康保険被保険者に係るオンライン記録により、申立人が、申立期間②はA社に、申立期間③はB社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②及び③は、申立人が70歳に到達した平成18年1月18日以降の期間であり、厚生年金保険法（以下「法」という。）第9条に規定された適用事業所に使用される70歳未満の厚生年金保険被保険者（以下「第9条被保険者」という。）とはならない期間であるが、申立人から提出のあった給与明細書及び預金通帳により、申立人は、各事業主により給与から申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、法附則第4条の3では、適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金及び他の公的年金の受給権を有しないものは、法第9条の規定にかかわらず、社会保険庁長官（当時）に申し出て被保険者（以下「高齢任意加入被保険者」という。）となることができるとされているところ、申立人は、自身で高齢任意加入被保険者としての資格取得に係る手続きを行った記憶は無いが、事業主から厚生年金保険は継続して加入させる旨の話をされたとしている。

また、A社及びB社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載内容から、両社の事業主は、申立期間②及び③において、申立人を健康保険とあわせて法第9条被保険者として、それぞれの期間に係る被保険者資格取得届、算定基礎届及び被保険者資格喪失届を担当社会保険事務所に提出していることが確認できる。

さらに、法第30条では、社会保険庁長官は、法第27条に規定する届出（被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項）があった場合において、その届出に係る事実が無いと認めるときは、その旨をその届出を行った事業主に通知しなければならないと規定されているところ、厚生年金保険の被保険者資格取得届の処理について、日本年金機構の申立事業所を管轄する事務センター及び年金事務所では、「仮に事業所から70歳以上の者の被保険者資格の届出がされた場合、高齢任意加入被保険者についての届出が必要等の確認は行わず、70歳未満の厚生年金保険被保険者として入力できないため、自動的に健康保険のみの適用としている。」と回答していること、その後のA社に係る算定基礎届及び被保険者資格喪失届並びにB社に係る被保険者資格喪失届から、社会保険事務所がそれぞれの事業主に対し、申立人が法第9条被保険者とはならない旨

の通知、連絡等を行った事蹟等は確認できないことから判断すると、申立人に係る届出を処理した際に、担当事務センター及び管轄社会保険事務所では、申立人が法第9条被保険者として資格取得することができないことを明確にA社及びB社の事業主に対し通知する、連絡する等の対応を行っておらず、事業主は、申立人が法第9条被保険者として認識したまま届出を続け、申立人の給与からも保険料の控除を続けていたものと考えられる。

加えて、A社及びB社の事業主は、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された際に社会保険事務所により申立人が法第9条に規定する被保険者とはならない旨の通知が行われていれば、申立人が高齢任意加入被保険者として資格取得するために、事業主として保険料の負担に同意し、その手続き方法を確認の上、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出申請書が提出されたものとするのが自然であり、その届出を行う機会を得られなかったのは、社会保険事務所が法第30条に規定された通知義務を事業主に対して履行していなかったことによるものであって、申立期間②及び③における各届出について、適切な処理が行われたとは言い難く、A社及びB社の事業主から提出された申立人に係る届出は、事業主が保険料の負担に同意した高齢任意加入被保険者について届出されたものとみなすことが相当であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料その他の周辺事情から総合的に判断すると、申立人は申立期間②及び③において、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者として認めることが妥当である。

申立期間②及び③の標準報酬月額については、A社及びB社から担当社会保険事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び申立人の給与明細書から、13万4,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間①については、健康保険被保険者に係るオンライン記録により、申立人がC社に継続して勤務していたことは認められるものの、当該期間は、申立人が70歳に到達した平成18年1月18日以降の期間であり、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主は、申立人が70歳に到達した日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に健康保険の被保険者資格を取得する旨の届を社会保険労務士に依頼し提出していることが確認できる。

また、高齢任意加入被保険者としての資格取得に係る手続きについて、申立人は、自身で資格取得の手続きを行った記憶は無く、事業主から厚生年金保険は継続して加入させる旨の話をされたとしているところ、社会保険事務所において申立人に係る厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出申請書の届出は確認できない。

さらに、D市が保管する平成19年度市県民税課税台帳によると、申立人

が 18 年度に申告した社会保険料総額は、18 年に控除された健康保険料額と概ね合致していることから判断すると、当該社会保険料総額には厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において、高齢任意加入被保険者としての届出又は納付を行ったこと及び事業主が申立人に係る厚生年金保険料を負担することに同意し、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無く、周辺事情も見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額70万円、申立期間②において、標準賞与額58万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は70万円、申立期間②は58万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額70万円、申立期間②については標準賞与額58万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を 70 万円、申立期間②の標準賞与額を 58 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額60万1,000円、申立期間②において、標準賞与額59万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は60万1,000円、申立期間②は59万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額60万1,000円、申立期間②については標準賞与額59万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を60万1,000円、申立期間②の標準賞与額を59万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額48万7,000円、申立期間②において、標準賞与額43万9,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は48万7,000円、申立期間②は43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額48万7,000円、申立期間②については標準賞与額43万9,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を48万7,000円、申立期間②の標準賞与額を43万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額63万9,000円、申立期間②において、標準賞与額64万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は63万9,000円、申立期間②は64万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額63万9,000円、申立期間②については標準賞与額64万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を63万9,000円、申立期間②の標準賞与額を64万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額11万7,000円、申立期間②において、標準賞与額17万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は11万7,000円、申立期間②は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額11万7,000円、申立期間②については標準賞与額17万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を11万7,000円、申立期間②の標準賞与額を17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額45万1,000円、申立期間②において、標準賞与額45万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は45万1,000円、申立期間②は45万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額45万1,000円、申立期間②については標準賞与額45万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を45万1,000円、申立期間②の標準賞与額を45万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額23万4,000円、申立期間②において、標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は23万4,000円、申立期間②は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額23万4,000円、申立期間②については標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を23万4,000円、申立期間②の標準賞与額を19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額12万6,000円、申立期間②において、標準賞与額26万3,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は12万6,000円、申立期間②は26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額12万6,000円、申立期間②については標準賞与額26万3,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を 12 万 6,000 円、申立期間②の標準賞与額を 26 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額63万6,000円、申立期間②において、標準賞与額68万3,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は63万6,000円、申立期間②は68万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額63万6,000円、申立期間②については標準賞与額68万3,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を63万6,000円、申立期間②の標準賞与額を68万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額55万1,000円、申立期間②において、標準賞与額55万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は55万1,000円、申立期間②は55万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額55万1,000円、申立期間②については標準賞与額55万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を 55 万 1,000 円、申立期間②の標準賞与額を 55 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額80万5,000円、申立期間②において、標準賞与額63万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は80万5,000円、申立期間②は63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額80万5,000円、申立期間②については標準賞与額63万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を80万5,000円、申立期間②の標準賞与額を63万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額15万6,000円、申立期間②において、標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万6,000円、申立期間②は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額15万6,000円、申立期間②については標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を15万6,000円、申立期間②の標準賞与額を19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額42万5,000円、申立期間②において、標準賞与額32万2,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は42万5,000円、申立期間②は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額42万5,000円、申立期間②については標準賞与額32万2,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を42万5,000円、申立期間②の標準賞与額を32万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額12万6,000円、申立期間②において、標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は12万6,000円、申立期間②は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額12万6,000円、申立期間②については標準賞与額19万5,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を12万6,000円、申立期間②の標準賞与額を19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月10日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額 39万1,000円、申立期間②において、標準賞与額 39万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 39万1,000円、申立期間②は 39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 29 日
② 平成 19 年 9 月 28 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額 39万1,000円、申立期間②については標準賞与額 39万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を 39 万 1,000 円、申立期間②の標準賞与額を 39 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①において、標準賞与額 36万3,000円、申立期間②において、標準賞与額 38万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 36万3,000円、申立期間②は 38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 29 日
② 平成 19 年 9 月 28 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分及び19年分の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①については標準賞与額 36万3,000円、申立期間②については標準賞与額 38万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額を 36 万 3,000 円、申立期間②の標準賞与額を 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、いずれも賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額47万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月29日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間については標準賞与額47万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額7万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月29日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間については標準賞与額7万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を7万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額4万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成19年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間について標準賞与額4万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成19年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間について標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成19年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間について標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間において、標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月28日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成19年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間について標準賞与額35万1,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成20年1月は17万円、同年2月は26万円、同年3月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月25日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりもかなり低い額で記録されていることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を控除されていた厚生年金保険料額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成20年2月（平成20年1月分給与）から同年9月（平成20年8月分給与）までの期間に係る給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、同年1月

は 17 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 28 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の標準報酬月額について届け出た報酬月額は不明としているが、申立人が所持する申立期間に係る給与支給明細書及び申立事業所が保管する賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額が一致することが確認できるところ、申立事業所に係る「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額が、当該賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額であることが確認できることから判断すると、事業主は、上記の給与支給明細書等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月1日から55年4月1日までの期間、56年5月1日から同年8月1日までの期間、62年5月1日から同年10月1日までの期間、63年5月1日から同年10月1日までの期間、平成元年6月1日から同年10月1日までの期間、5年5月1日から6年5月1日までの期間、9年5月1日から同年9月1日までの期間、13年5月1日から14年7月1日までの期間及び15年4月1日から同年5月1日までの期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和54年7月から55年3月までは9万8,000円、56年5月から同年7月までは13万4,000円、62年5月から同年9月までは18万円、63年5月から同年9月までは19万円、平成元年6月から同年9月までは20万円、5年5月から6年4月までは30万円、9年5月から同年8月までは38万円、13年5月から14年6月までは41万円、15年4月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から平成15年10月1日まで
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、保管している給与支払明細書から確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額と違っていることに気付いた。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、昭和54年7月1日から55年4月1日までの期

間、56年5月1日から同年8月1日までの期間、62年5月1日から同年10月1日までの期間、63年5月1日から同年10月1日までの期間、平成元年6月1日から同年10月1日までの期間、5年5月1日から6年5月1日までの期間、9年5月1日から同年9月1日までの期間、13年5月1日から14年7月1日までの期間及び15年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和54年7月から55年3月までは9万8,000円、56年5月から同年7月までは13万4,000円、62年5月から同年9月までは18万円、63年5月から同年9月までは19万円、平成元年6月から同年9月までは20万円、5年5月から6年4月までは30万円、9年5月から同年8月までは38万円、13年5月から14年6月までは41万円、15年4月は44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会できないため不明であるが、申立人が提出した前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間のほぼ全期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和49年11月1日から50年1月1日までの期間、50年11月1日から54年7月1日までの期間、55年4月1日から56年4月1日までの期間、同年8月1日から57年2月1日までの期間、同年3月1日から61年5月1日までの期間、同年6月1日から62年5月1日までの期

間、同年10月1日から63年5月1日までの期間、同年10月1日から平成元年6月1日までの期間、同年10月1日から5年5月1日までの期間、6年5月1日から9年5月1日までの期間、同年9月1日から13年5月1日までの期間、14年7月1日から15年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致又は下回っており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、昭和49年10月1日から同年11月1日までの期間、50年1月1日から同年11月1日までの期間、56年4月1日から同年5月1日までの期間、57年2月1日から同年3月1日までの期間及び61年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支払明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月1日から同年8月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月1日から同年11月1日まで

私は、昭和32年9月1日から41年10月30日までの約9年間に、A社(後の、B社)で、業務に従事しており、同社は36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社を退職した昭和41年10月30日頃に、C市D区役所で転居手続きをしたことを記憶しており、転居時までの期間において申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の「標準報酬月額変せん」欄には、昭和41年10月1日に係る定時決定の記録が記載されているところ、当該決定は同年8月1日時点において被保険者である者が対象となること、並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち同年1月1日から同年8月1日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、前述の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和41年1月1日と記録されていることが確認できるところ、年金事務所は、「当該被保険者名簿における資格喪失の記録は、昭和42年10月の定時決定に係る厚生年金保険報酬月額算定基礎届が未了となっている者について、事業主に照会した結果、同年8月1日時点において既に退職している

者が判明したため、該当者についての資格喪失届の提出を求めたものと考えられる。」と回答しているものの、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に昭和41年10月に係る定時決定の記録が記載されている一方、同日以前に厚生年金保険被保険者資格を喪失している旨記録されている複数の者のうち一人は、40年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月及び41年10月に標準報酬月額の変時決定が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和41年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年12月に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、A社を退職した昭和41年10月30日頃に区役所において転居手続をしたと主張しているところ、申立人に係る改製原戸籍において、当該転居届を行った日は確認できない。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は、「当時の関係書類は廃棄済みであり、当時の人事記録等は確認できない。」と回答しており、当該期間当時の同僚は、「申立人は、昭和40年12月末には勤務していたが、41年10月末時点では既に勤務していなかったと思う。おそらく同年8月又は同年9月頃には退職していた気がする。」と供述しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年5月1日まで

A社D支店に昭和44年3月17日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が昭和44年3月17日にA社D支店に入社し、申立期間において勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社D支店は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、B社では、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社D支店に勤務していた従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所になっていた同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

また、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち同社D支店における経理担当であったとする者は、「申立人は、昭和44年3月17日にA社D支店に入社した。当時、同社C支店が同社D支店等の経理事務

を統括していたため、申立人についても、入社と同時に、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われるべきであったと思われる。厚生年金保険料は、入社後に支給された給与から毎月控除していた。」と供述している。

さらに、前述のA社D支店に係る被保険者名簿において、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち50人を抽出して、その被保険者記録を確認したところ、このうち48人は、同日までの期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述のA社C支店に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期に学校を卒業後、同社C支店に採用されたとする複数の同僚は、昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一職種で、かつ、申立人と同時期に同社C支店に採用されたとする同僚の、昭和44年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 57 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、私が所持している給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 57 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人が所持する 56 年 10 月及び同年 11 月まで並びに 57 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い保険料額を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における申立人の人事記録を管理しているB社は、当時の関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和56年12月1日から57年1月1日までの期間については、申立人が所持する56年12月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分った。

A社に、昭和44年4月1日に入社してから現在までの期間において継続して勤務しているため、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した申立人の異動歴及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年4月1日から同年5月末日までの期間において同社本社で研修を行った後、申立人は同年6月1日付けで同社B支店に配属になった旨回答していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 44 年 6 月 1 日とすべきところ、誤って同年 5 月 1 日として届け出たこと、及び申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年9月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成18年3月から19年8月までは18万円、同年9月から20年3月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月10日から12年10月29日まで
② 平成18年3月1日から20年4月5日まで

申立期間①については、A社に在籍中の平成6年に傷病手当金を受給したが、その際に実際の給与支給額と標準報酬月額が相違していることに気付いた。在籍中は標準報酬月額に見合った厚生年金保険料よりも高い保険料を給与から控除されていたと思われる。

また、申立期間②については、B社を退職後に公共職業安定所で雇用保険の基本手当の受給手続を行った際に、実際の給与支給額と事業所が届け出た賃金日額が相違していることに気付いた。厚生年金保険の標準報酬月額も実際の給与支給額より低く記録されていると思われる。

事業所が正しい届出を行っていたか否かを含めて調査の上、申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成9年9月1日から同年10月1日までの期間については、A社が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料より多い保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、C厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳及び加入員標準給与月額算定基礎届の標準給与月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致しているところ、当該厚生年金基金は、当該算定基礎届の様式が複写式であったと回答していることから、事業主は、厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、i)平成5年5月10日から同年6月1日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿において厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii)同年6月1日から7年9月1日までの期間、同年12月1日から9年9月1日までの期間、同年10月1日から12年10月29日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回る額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成7年9月1日から同年12月1日までの期間については、前述の所得税源泉徴収簿には報酬月額及び保険料控除額が記載されていないことから標準報酬月額を推認することはできない上、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人が所持する当該期間に係る給料支払明細書において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該期間の標準報酬月額を、平成 18 年 3 月から 19 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「社会保険事務所に適正な保険料の納付を行った。」と回答しているものの、B社が保管する平成 18 年 3 月 1 日に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び 19 年 9 月の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額は、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していない上、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得日は昭和25年5月1日、資格喪失日は26年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険第3種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月18日から26年9月13日まで

私は、C社D鉱業所に勤務していたが、私の父の勧めで私の父が勤務していたA社B鉱業所に移り、同社B鉱業所E炭鉱に申立期間において勤務した。同社B鉱業所E炭鉱での勤務中に事故に遭い、労災保険から手当を受給したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間当時は、私が提出した写真のとおり申立事業所のE炭鉱では運動部に所属し、坑内作業員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B鉱業所を管轄していた社会保険事務所（当時）は、全焼し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は焼失しているところ、被災後に記録の復元が行われたA社B鉱業所に係る同被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚二人は、申立人の勤務実態及び運動部に所属していたこと等について具体的に供述している上、申立人は申立期間及びその前後の期間に勤務した事業所で所属していた運動部で写った写真を保管しており、それぞれのユニフォームにおいて事業所名が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B鉱業所に勤務していたことは認められる。

また、復元された申立事業所に係る前述の被保険者名簿には記録の欠落が多く見られる上、申立人が申立期間の前後に勤務していたとするC社D鉱業所が社員の厚生年金保険の管理のために作成した「厚生年金臺帳」において、申立人の記載欄に「A社E炭鉱 25.4～26.9 坑内」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同姓同名で生年月日の一部及び厚生年金保険被保険者記号番号のうち記号が相違するものの、A社B鉱業所の記録で「坑内夫該否内、資格取得 25.5、資格喪失 26.9、原因 退」と記載された厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が、基礎年金番号に統合されないまま存在していることが確認できる。

加えて、当該被保険者台帳（旧台帳）に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、被災後に記録の復元が行われた厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和20年4月2日に別人に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によれば、同人の被保険者記録は、申立期間及びその前後の期間を含めて申立事業所とは異なる事業所での記録が継続していることが確認できることなどから、前述の被保険者台帳（旧台帳）の記録は申立人の記録に相違ないと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、今回統合する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和25年3月18日から同年5月1日までの期間については、上記のC社D鉱業所に係る「厚生年金臺帳」から判断すると、申立人はA社B鉱業所に昭和25年4月から勤務を始めていたことは推認される。

しかしながら、復元されたA社B鉱業所に係る前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前記の同僚のうち一人は、「A社B鉱業所のE炭鉱で4年1か月の期間において勤務したが、勤務開始時から約半年間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月14日は50万3,000円、同年12月15日は52万9,000円、19年7月13日は51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月13日

A社（現在は、B社）の賞与支払明細書により、申立期間に係る賞与については、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書、及びB社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与総支給額に見合う標準賞与額（平成18年7月14日は50万3,000円、同年12月15日は52万9,000円及び19年7月13日は51万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立人の全ての申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所(当時)に対して賞与支払届の提出と保険料の納付は行ってない。」と回答していることから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は52万7,000円、19年12月22日は49万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成19年12月22日

申立期間については、A社に勤務しており、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した平成15年及び19年の給料台帳（賞与）並びに元帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与総支給額に見合う標準賞与額（平成15年12月18日は52万7,000円及び19年12月22日は49万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務担当者の過失により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったこと、及び当該期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は136万4,000円、19年12月22日は126万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成19年12月22日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した平成15年及び19年の給料台帳（賞与）並びに元帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与総支給額に見合う標準賞与額（平成15年12月18日は136万4,000円、及び19年12月22日は126万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務担当者の過失により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったこと、及び当該期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は126万6,000円、19年12月22日は116万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成19年12月22日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した平成15年及び19年の給料台帳（賞与）並びに元帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与総支給額に見合う標準賞与額（平成15年12月18日は126万6,000円及び19年12月22日は116万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務担当者の過失により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったこと、及び当該期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月5日から30年1月20日まで
② 昭和31年8月23日から33年3月1日まで

オンライン記録では、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年7か月後の昭和34年10月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と970円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から同年11月1日まで

A社に事務補助として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する17万円と記録されていたところ、平成7年10月17日付けで、当該期間における標準報酬月額が同年6月1日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、倒産の危機にあり、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所からの助言により、標準報酬月額を遡って減額訂正する届出を提出した。従業員には減額訂正についての説明は行っておらず、厚生年金保険料については訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額を控除したままである。」と回答しているところ、A社に係る不納欠損決議書によると、平成10年11月17日に同社における厚生年金保険料等の滞納額が不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 20 年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 20 年 9 月まで

私は、申立期間は A 刑務所に服役中であり、毎年、「国民年金保険料の免除申請をする者で、委任する家族がいない者は、刑務所が手続をするので願箋を提出しなさい。」という所内放送があり、願箋を提出すると、刑務所内の工場の職員が免除申請の用紙を持ってきてくれるので、それに自分で記入をして、工場の職員に提出していた。刑務所がその手続をしてくれているのか、社会保険事務所（当時）で手違いがあったのか分からないが、申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 刑務所に服役中は、毎年、国民年金保険料免除申請書を同刑務所に提出していたと主張しているが、同刑務所では、申立期間当時、免除申請書の提出は、受刑者が行う通常の発信手続と同じく、受刑者本人が免除申請しようとする当該市町村又は社会保険事務所に直接発送するよう指導していたとしており、このことは、法務省所管局長通達により確認できることから、申立期間について、免除申請書を A 刑務所が受領し、申立人に代わって申請していたものとは考え難い。

また、A 刑務所では、申立期間中の平成 16 年 8 月に、申立人が国民年金保険料免除申請書を親族宛てに送付している記録は確認できると回答しているが、オンライン記録では、この当時に免除申請された形跡は見当たらず、当時の親族である申立人の元妻からも、申立人に係る免除申請を行ったことを裏付ける供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金

保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月

私は、A市にあった会社を平成2年1月20日に辞めた。その後B市へ転居することになっていたので同年1月24日頃までに、A市役所で転出手続を行った。その際にA市の窓口の職員に何かの納付と言われて、1万円以上の金銭を支払った記憶がある。

なお、B市C区へ転入したのは平成2年2月1日で、次の会社に入社したのは同年2月5日であった。

申立期間について保険料を納付したのは間違いないので、当該期間の国民年金の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人がA市で勤務していたD社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録は見当たらない上、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、14年3月7日に事務処理がされていることから、この時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人が供述する2年1月には、保険料を納付することはできず、上記資格の取得及び喪失が行われた14年3月7日時点では、申立期間の保険料は時効となり、遡って納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2378 (事案 2057 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の記録の訂正が認められないことが納得できず、再度調査してもらいたいので申立てをする。

昭和 38 年頃、市の職員が国民年金の説明に来られ、遡って納付すれば満額の年金をもらえと言われたので、過去の分も含め毎月 2 か月分を納付し、その後は現年度分を毎月納付していた。

母と一緒に保険料を納付していたはずであり、申立期間について、母は納付済みとされているのに対し、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に A 市において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと再度主張しているが、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付の事跡は見当たらず、行政側の記録及び周辺事情からも申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとは認め難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年9月頃、寺で役場の職員による国民年金の説明があり、集落全員が国民年金に加入した。

国民年金の加入手続は自分で行い、国民年金保険料の納付は、母親に任せていたが、A町（現在は、B市）の臨時職員が定期的に自宅に集金に来ており、保険料を受け取ると、黒表紙の帳簿にチェックしていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と同日の昭和38年9月25日にA町で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるところ、現年度保険料の収納のみを対象とするA町役場職員の集金によっては、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦の年金の記録は、国民年金被保険者資格を取得した昭和35年10月から申立人の妻が60歳に到達する59年*月まで、保険料の納付済期間、免除期間等の記録は全て一致しているところ、A町の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人の妻も申立人と同様に申立期間の国民年金保険料が未納とされている上、昭和36年度及び37年度については、同町と社会保険事務所（当時）の間で納付記録の照合が行われ、申立期間の保険料が未納であることが確認された事跡がうかがえる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から61年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月から61年3月まで
② 昭和61年5月から同年12月まで

私は、25歳で結婚するまでは、A市B区において住み込みで働いていたが、国民年金保険料は、一度も納付したことはなかった。

しかし、結婚後の昭和58年頃、A市C区の年金担当の女性が何度も自宅に来て、「国民年金の加入は義務だから。」と言われたので、定期預金を解約して納付金額を用意し、夫が同区役所の窓口で国民年金保険料を一括納付した。その後は、銀行で納付しており、申請免除を行ったり、保険料を未納にしたことはない。

申立期間の国民年金保険料が免除及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和58年頃に、48年2月に遡って国民年金保険料を一括納付するとともに、申請免除の手続を行ったことはないと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年7月に職権適用で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は61年3月19日に申請免除の手続を行い、同年1月から同年3月までの申請免除が承認されていることが確認できることから、申立人が申立期間①の保険料を一括納付していたものとは考え難い。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の夫は当該期間を含む昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの 8 か月分の国民年金保険料を同年 4 月 9 日に一括納付しているのに対し、申立人は同一日に同年 3 月の保険料のみを納付し、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、保険料の納付については、結婚当初から申立人の夫を優先しているところ、申立期間の保険料について、申立人の夫に先行して申立人の申立期間の保険料を納付していたとは考え難いこと、及び昭和 62 年度以降については、ほぼ毎月、夫婦とも同一日に保険料が納付されていることなどを踏まえると、夫婦の定期的な保険料納付は、昭和 62 年 4 月から開始され、申立期間については申立人の夫の保険料のみが納付されたと考えられる。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から13年12月まで
申立期間については、何年も前のことであつ、どこで国民年金保険料を納付したか正確には記憶していないが、保険料はまとめて納付したはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対し、平成13年5月24日及び15年2月25日の2回にわたり、申立期間に係る加入勧奨が行われていることが確認される上、申立人が17年12月13日に提出した国民年金被保険者資格取得届書により、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失が届出されていることが確認されることから、同取得届が提出されるまでは申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人は保険料を納付することはできず、届出時点では、申立期間は時効のため保険料を遡って納付することもできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 8 月まで

私は、平成 12 年度から国民年金保険料の免除申請を続けてきた。14 年度については、前年度と同じように 3 月か 4 月に A 市 B 区役所で免除申請の手続をしたが、平成 14 年 10 月 15 日頃、同区役所から免除申請の手続がされていないと知らされ、あわてて同区役所に行き再度手続をした。

5、6 年前に年金についてのお知らせが届いたとき、申立期間が申請免除期間とされていないので、社会保険事務所（当時）に行き窓口で話をしたところ、「手続変更の間違いでした。間違いなく平成 14 年 4 月から同年 8 月までは免除期間に変更しておきます。」と言われ安心していたら、また、同じことの繰り返しで困惑している。

申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の平成 14 年度に係る免除申請の手続は、平成 14 年 10 月 15 日に免除の申請がなされ、同年 11 月 11 日に同年 9 月から 15 年 6 月までの期間の免除が認められていることは確認できるものの、申立人が供述する 14 年 4 月頃に免除申請がされた形跡は見当たらない上、同年 10 月に免除申請された場合、免除の適用は申請前月の同年 9 月からとなり、同年 4 月に遡って免除することは制度上考え難いこと、及び申立人が同年 4 月頃に A 市 B 区役所に保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる事跡は見当たらないことなどを踏まえると、申立人が申立期間に係る免除申請を行っていたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年9月まで
昭和45年12月10日頃、私の姉がA町役場で、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月にA町で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、特殊台帳及び同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、B社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した45年12月に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人の姉は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料が、時効間際の52年1月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点で申立期間は時効のため、申立人の姉は、遡って保険料を納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

平成6年3月に、それまで勤務していた事業所を退職し、同年4月頃にA市B区役所において国民年金の加入手続を行った。保険料は、数か月に1回、自分名義の預金口座から現金を引き出し、その中から近くの金融機関で納付していた。しかし、知人から、国民年金保険料を納付しても無駄になる旨の話を聞き、結婚して夫の被扶養者となる3か月ほど前に国民年金保険料の納付をやめたので、納付書が1枚残った記憶がある。それまでの国民年金保険料は納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区役所の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、平成6年8月4日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、それ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市B区役所の電算記録において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納とされている上、申立期間の国民年金保険料の納付書は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出以降に当該年度分をまとめて申立人に送付されたと考えられるところ、申立人は、自分名義の預金口座から現金を引き出し、その中から近くの金融機関で納付していたと主張しているものの、金融機関の預金口座取引明細によると、申立人の国民年金の加入手続の前後において、預金取引額に大きな変化は見られない。

なお、全国健康保険協会の回答によると、申立人は、申立期間の直前に加

入っていた政府管掌健康保険（当時）の任意継続被保険者として、平成6年4月11日に加入手続及び保険料納付を行い、以後、申立人が結婚する7年6月の3か月前である同年3月まで、毎月健康保険料を納付しており、同年4月11日に保険料未納を理由に任意継続被保険者資格を喪失していることが確認できることから、納付しなかった同年4月分の健康保険の納付書1枚が手元に残ったものと考えられることなどを踏まえると、申立人は、国民年金と任意継続に係る健康保険の加入及び保険料納付の記憶を混同している可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付の時期や金額についての記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月

会社を退職したことに伴い、昭和 63 年 9 月 1 日に、首都圏の A 区役所で国民年金の加入手続を行い、それまで持っていた厚生年金保険の年金手帳とは別に国民年金の年金手帳を取得した。国民年金の加入手続を行い、年金手帳を取得していながら、保険料を納付していなかったとは考え難い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の手帳記号番号から、平成 8 年 8 月頃に首都圏の A 区役所において払い出されたものと推認され、当該時点において、退職後の昭和 63 年 9 月に遡って国民年金被保険者資格を取得し、同時に、当該時点においては時効により保険料納付済期間に算入されない同年 11 月から平成 6 年 6 月までの期間について、国民年金の第 3 号被保険者に係る未届出期間の特例の届出を行ったと考えられるところ、当該払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金の加入手続時に取得したとする年金手帳には、昭和 63 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の記載があるものの、「平成」の印刷が確認できることから、当該年金手帳は、申立人が主張する昭和 63 年 9 月に取得したものと考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその夫の申立期間に係る国民年金保険料の納付の記憶が曖昧であるなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から14年8月まで

申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることが分かった。

私は、平成13年6月頃、過去の国民年金保険料納付記録の確認を兼ねて区役所に赴き、国民年金の窓口において、申立期間について国民年金保険料の免除申請を行った。

申立期間当時、兄が社会保険事務所（当時）に勤務していたこともあり、手続きを長期間放置していた筈はない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申請免除手続きを平成13年6月頃に行ったと主張しているが、申立人に係る改製原戸籍附票により、申立人が同年4月にA県からB市に転入したことが確認でき、B市において国民年金保険料の申請免除を受けるには、前住地における所得証明書の提出が必要となるが、申立人において、申立期間当時、当該証明を受けて申請したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、平成13年度（平成13年4月から14年3月まで）及び14年度（平成14年4月から同年8月まで）の2か年度にまたがっており、制度上、年度を越えて国民年金保険料免除を継続するためには、それぞれの年度ごとに申請を行う必要があるところ、オンライン記録により、申立人が申請免除の手続きを行った時期は、平成14年10月30日の1回であることが確認でき、2回にわたる申請を管轄社会保険事務所がいずれも記録しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す

関連資料（申請免除決定通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び7年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月
② 平成7年3月から同年8月まで

平成4年3月に就職した際、会社の経理担当者から、申立期間①が国民年金に未加入となっているので、社会保険事務所（当時）に行き、国民年金への加入手続をするように促され、後日同事務所に加入手続に出向いたところ、国民年金の加入手続は、区役所である必要があると言われ、その場で区役所の年金担当窓口に行った。

区役所窓口では、現在は会社員なので社会保険事務所で手続をするように言われたので、同事務所での説明をそのまま伝えたところ、社会保険事務所への電話確認のため長時間待たされた後に、とりあえずこちらで手続をするといわれ、その場で申立期間①の国民年金保険料を現金で納めた。

申立期間②については、申立期間①のような鮮明な記憶はないが、この期間についても区役所に行き現金で保険料を払った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月頃、区役所において国民年金への加入手続をするとともに、手続当日に窓口において申立期間①の国民年金保険料を納付するほか申立期間②の国民年金保険料についても納付していると主張しているところ、オンライン記録により、申立人が同年2月15日に国民年金被保険者資格を取得し、同年3月23日に同資格を喪失、厚生年金保険被保険者資格の喪失後の7年3月1日に国民年金被保険者資格を再取得し、同年9月1日に同資格を喪失した記録となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、平成10年10月5日時点において、

国民年金被保険者資格取得及び喪失等の記録がいずれも遡って追加訂正されていることが確認でき、当該記録が追加されるまでの期間、申立人は、国民年金の未加入者であったことがうかがわれることから、申立人が申立期間①及び②当時において、当該期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難く、申立人に国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記録追加時点の平成 10 年 10 月 5 日時点において、申立期間①及び②は、いずれも時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 4 年 3 月までの期間、6 年 7 月から同年 8 月までの期間、同年 9 月から 7 年 5 月までの期間、同年 6 月から 9 年 7 月までの期間及び 10 年 7 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成 4 年 3 月まで
② 平成 6 年 7 月から同年 8 月まで
③ 平成 6 年 9 月から 7 年 5 月まで
④ 平成 7 年 6 月から 9 年 7 月まで
⑤ 平成 10 年 7 月から 11 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が届いたので国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から⑤までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。

国民年金の加入手続は、両親のどちらかが行い、学生であった申立期間①の国民年金保険料については、両親が自らの保険料と共に納付したと聞いており、以後の申立期間②から⑤までの国民年金保険料については、明瞭な記憶は無いものの、私自身が納付したと思う。

手元には納付したことを証明する書面及び当時の国民年金手帳は所持していないが、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、申立期間①当時に、申立人の両親のどちらかが国民年金の加入手続を行い、学生の頃の国民年金保険料は申立人の両親が自身の保険料と共に納付したはずであると主張している。

一方、申立人に係るオンライン記録において、申立人が昭和 63 年 11 月 2 日に国民年金被保険者資格を取得し、平成 4 年 4 月 1 日に同資格を喪失、

厚生年金保険被保険者期間を経て、6年7月1日に国民年金被保険者資格を再取得し、同年9月16日に同資格を喪失した記録となっている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の前後のオンライン上の被保険者記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が平成3年4月に職権により払い出されたことが推認でき、申立人は、昭和63年11月に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが認められ、当該時点において、申立期間①のうち、同年11月から平成元年2月までの期間は、時効により、国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料を3年4月時点において納付できたとは考えにくい。

また、申立人に係るオンライン記録において、申立期間①直後の平成4年4月1日から申立期間②直前の6年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が9年9月8日に追加訂正されていることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料を納付するためには、国民年金への切替手続きを行うことが必要であるところ、当該追加訂正の時期に当該手続きが行われたことをうかがわせる事情も見当たらず、重複納付の記録も確認できないことから、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料を納付しなかったと考えることが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は、申立人に国民年金手帳が交付されていたことを記憶しているものの、申立人に係る国民年金の加入手続及び当時の国民年金保険料の納付方法等についての記憶は無いと供述しており、その詳細は不明である。

- 2 申立期間③については、申立人に係る改製原戸籍附票により、申立人が平成6年9月15日に海外（A国）に転出し、7年6月14日にB区に転入していることが確認でき、当該期間は国民年金には未加入となる上、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入手続をする必要があるところ、当該手続きが行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 申立期間④については、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いと主張しているものの、オンライン記録により、申立人が平成7年7月26日、8年4月1日及び9年4月1日の3回、免除申請手続きを行っている記録が確認でき、管轄社会保険事務所（当時）が3回にわたる手続の全てを誤って記録するとは考え難い。
- 4 申立期間⑤については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を一括納付していたと主張しているところ、申立人は、当該期間の国民年金保険料の具体的な納付時期及び納付対象期間等についての明瞭な記憶を有しておら

ず、申立人に係るオンライン記録において、申立期間⑤直前の平成 10 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料が 11 年 8 月 3 日に過年度納付の方法により一括納付されるとともに、11 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料が 2 日後の同年 8 月 5 日に、現年度納付の方法により一括納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人が当該両納付を申立期間⑤の保険料納付と混同している可能性がうかがえる

また、日本年金機構ブロック本部に申立期間⑤前後の時期における納付書発行についての取扱いについて照会したところ、「当本部が保管する当時の国民年金過年度納付書取扱要領によると、時期における過年度納付書の作成方法は、通常、年度毎に分割して作成しているが、当時、前年度の未納保険料に関する登録を当年の 5 月に行っており、その後に過年度納付書を作成して被保険者に交付することとしていたことから、申立人の場合は、平成 10 年 1 月から同年 3 月までの期間はまとめて 1 枚、同年 4 月から同年 6 月までは各月毎 1 枚及び申立期間⑤の過年度納付書はまとめて 1 枚で作成され、申立人に対して同時期に交付していた可能性が考えられる。」旨回答しており、申立期間⑤に係る納付書が使用されなかった可能性がうかがえる。

- 5 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月及び同年 3 月

私の国民年金の加入手続と申立期間の保険料の納付は、私の母親に任せていた。

現在、母親は高齢であり、当時のことを全く記憶していないが、申立期間当時、母親は、私の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付し、その都度、私に報告してくれていたため未納期間は無いはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所（旧 C 区役所）が保管する国民年金手帳払出整理簿及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 52 年 11 月 1 日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 2 月 21 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記号番号の払出時点では、申立期間は、現年度納付期限を経過しているため、過年度納付の方法による国民年金保険料を納付することは可能であったとも考えられるものの、当該期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、C 区役所が作成した国民年金保険料収滞納一覧表により、申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月の国民年金保険料が 53 年 1 月 5 日に、また、52 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の計 9 か月の保険料が同年 3 月 9 日にいずれも現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人の母親は、52 年 11 月 1 日に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、当該時点から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2390 (事案 771 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月までの期間、61 年 2 月から同年 5 月までの期間及び平成 2 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 8 月まで
② 昭和 61 年 2 月から同年 5 月まで
③ 平成 2 年 3 月から同年 6 月まで

私は、今まで一度も国民年金保険料や税金等の支払いを怠ったことは無く、支払いを行っていなければかえって気になって記憶しているはずであり、三つの期間にわたり国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、当該通知に納得できない。

今回、再申立てを行うに当たって、新たな証拠資料等はないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録から平成 4 年 7 月又は同年 8 月頃であると推認され、この時点では、申立期間①及び②は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) A 市 B 区役所の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、4 年 8 月に、2 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、この時点から国民年金保険料

を納付し始めたものとするのが自然であること、iii) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき20年12月3日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 26 日から 54 年 2 月 1 日まで

申立期間はA社に勤務しており、社長とは一緒に釣りに行くなど色々お世話になった。当時の同僚は私の厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいと言っている。

申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間当時にA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の記録は確認できない。

また、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主及び申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする役員は、いずれも死亡しているが、当該事業所の元役員から提出のあった、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 4 月から 55 年 1 月までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同喪失確認通知書、同報酬月額算定基礎届、同報酬月額変更届等の厚生年金保険に係る関係書類を確認したところ、前述の被保険者名簿により名前が確認できる同僚の厚生年金保険に係る届出等の記録は確認できるが、申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社に勤務していた申立人の知人から誘われて、申立

事業所を退職して同社に入社したとしているところ、オンライン記録において、当該知人は、昭和 53 年 6 月に B 社とは別事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、同年 6 月以前に、申立事業所を退職している可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 21 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされているが、当時、脱退手当金制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年3月5日に支給されているほか、管轄年金事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載されており、この記載内容はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間②の事業所を退職後、昭和61年4月に被用者年金各法の被保険者の配偶者を国民年金の第3号被保険者とする制度改正が行われるまで、国民年金（任意加入）に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとまでは言い難いほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金

保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和46年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さうかがえない。

福岡厚生年金 事案 3492 (事案 1165 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 21 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は申立期間において、A学校（現在は、B社）及び同校の関連事業所で正社員として継続して勤務していたが、申立期間を含む昭和 38 年 7 月 21 日から 40 年 5 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に記録を訂正するよう申し立てたところ、38 年 7 月 21 日から同年 9 月 21 日までの期間については、記録の訂正がなされたものの、同年 9 月 21 日から 40 年 5 月 1 日までの期間についての記録訂正は認められなかった。

今回、新たにC学校が発行した「職歴異動調」が見付かり、申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と一緒にA学校から同校の関連事業所であるD社に移籍したとする同僚の供述から判断すると、当該事業所に継続して勤務していた可能性がうかがわれるものの、勤務期間の特定はできないこと、ii) D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記においても平成 5 年 11 月 30 日に解散していることが確認できる上、B社は、「申立人に係る人事記録や社会保険の加入状況について関係資料は残っておらず、保険料控除についても確認できない。」と回答しており、勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき 21 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たにC学校が発行した「職歴異動調」が見つかったと

して当該資料を添付の上、申立期間においてもA学校又は同校の関連事業所において、正職員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めるよう再度、申立てを行っている。

しかしながら、C学校が発行したとされる「職歴異動調」によると申立人が、C学校の関連事業所において、継続して勤務していたことが推認できるものの、当該期間に係る勤務事業所の特定ができない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることを示す記載は認められないことから、当該資料をもって、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 26 日から 62 年 9 月 9 日まで
② 平成元年 2 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A社において、経理部に所属し、係長職に就いていた。当時の会社の状況は、業績が良く売上高も年々増加しており、株式上場も視野に入れるなど、非常に勢いがあつた。

私は内勤社員として、待遇及び給与支給額についても大変良かったと記憶している。

申立期間②について、B社グループであるC社に勤務しており、業務及び経理を担当していた。C社に勤務中は、問題無く仕事をしており、給与支給額も下がった記憶は無い。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間について、標準報酬月額が下がっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社が加入していた業界の厚生年金基金に保管されている加入員台帳によると、申立期間①のうち同社が同基金に加入した昭和 58 年 7 月 1 日から申立人が加入員資格を喪失した昭和 62 年 9 月 9 日までの標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

さらに、当時、A社において、総務を担当していたとする従業員は、「厚生年金保険に関する届出に関しては、法令に従って処理をしており、計算

方法や手続に関して不正な処理をしたことはない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 54 年に被保険者資格を取得し、61 年 10 月に係る定時決定の記録が確認できる同僚 34 人の標準報酬月額が申立人とほぼ同様に推移していることが確認できる上、当該 34 人のうち連絡が取れた同僚は、「給与明細書は持っていないが、私の標準報酬月額の記録は、間違っていないと思う。」と供述しており、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②における標準報酬月額について、C社が加入しているB社グループ企業年金基金の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所は、「当時の社会保険関係の資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立人と同時期に勤務していたとしている同僚は、「転勤や残業などで標準報酬月額が上下することはあると思う。私の標準報酬月額に係る記録は間違っていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に平成元年に被保険者資格を取得し、5年に同資格を喪失している同僚 12 人の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

平成 7 年 6 月にB社に入社し、同社の営業部で勤務していたが、同年 10 月に同営業部が独立し、A社となった。

私が所持している平成 7 年 10 月分の給与明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、B社から独立した個人事業所D（後のA社）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、個人事業所Dは、平成 7 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、法人登記簿によると、個人事業所Dが法人となったA社は、平成 13 年 1 月 31 日に既に解散していることが確認でき、当時の事業主に連絡を取ることができない上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において 7 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、個人事業所Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同年 11 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる同僚 33 人で連絡が取れた 5 人のうち、唯一当時のことを記憶している同僚は、「申立期間当時、社会保険事務担当者から、社会保険に 1 か月間加入

しないので国民健康保険への加入手続を各自行うように説明があり、当該月の給与明細書の社会保険料欄が空欄だったことを記憶している。」と供述していることなどから判断すると、申立期間の厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されたことを推認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が提出した平成7年10月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料は、申立期間前の事業所における厚生年金保険被保険者の期間中に控除された保険料であったものと推認される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月16日まで

A校に在学中に学徒動員でB社C事業所に勤務していたが、勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が学徒動員により申立期間にB社C事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、D県立A高等学校が保管する「A校史年表」に、「昭和19年6月20日、学徒動員相談の為C事業所より来校。19年7月6日、C事業所入所式。20年8月17日、C事業所動員学徒退所式。」との記載があること、及び同校へ照会したところ、申立人が昭和17年4月6日から21年3月27日までの期間において同校に在籍していたことが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、申立人が勤労働員学徒として申立事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立事業所に係る事業所名簿において申立人の氏名は確認できず、同事業所では、勤労働員学徒を厚生年金保険の被保険者として加入させていた事情もうかがえない上、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年1250号)により、厚生年金保険の被保険者に該当しない者として指定されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月1日から53年8月1日まで
② 昭和57年2月1日から60年5月1日まで

昭和52年度から54年度までの期間に係る源泉徴収簿において、昭和52年7月5日支払の給与から25万4,000円に昇給したことが確認できるので、同年10月から53年7月までの標準報酬月額は26万円であると思われる。

また、年金事務所の記録では、昭和57年2月から58年5月までの期間の標準報酬月額は、9万8,000円、同年6月から60年4月までの期間は、15万円と記録されており、当該期間前の標準報酬月額と比べて低額となっているが、給与支給額が下がったことは無く、証明する資料は無いものの、当該期間の標準報酬月額についても26万円であると思われる。

昭和50年4月から54年3月までの期間は、私の長女が大学に進学し、私の長男も55年4月に大学に入学した後研究科に進学しており、学費や生活費を仕送りしていたことを考えると、給与が9万8,000円であったとは到底考えられない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和52年度から54年度までの期間に係る源泉徴収簿により、申立期間①のうち、昭和52年6月から53年2月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額については、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

また、申立人は、自身がA社の代表取締役であったことを認めており、前述の被保険者名簿においても、申立人が事業主であることが確認できる。

さらに、申立人は、両申立期間当時、社会保険関係の届出は社会保険労務士に委ねており、自身は社会保険関係の届出を行っていないとしているが、当該届出書に用いる法人印は会社の金庫で管理し、自身のみが押印していたことを認めている。

加えて、申立人は、申立事業所の経理事務にも携わっており、両申立期間当時、社会保険事務所（当時）から請求される保険料額は従業員から控除した保険料及び事業所が負担する保険料の合計額と一致しており、余剰金等が発生することは無かったとしていることなどから判断すると、申立人が事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、社会保険事務所に届出を行う際に必要な法人印を管理する立場にあることが確認でき、当該社会保険及び保険料計算等の業務に係る事務に関与していなかったとは認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、両申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年11月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
同社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、「申立人の勤務していた時期は明確ではないが、申立人を6か月の試用期間を条件とした雇用契約を締結して採用し、申立人は当社に約1年間勤務した。」と回答していること、及び申立人を記憶する同僚一人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の事業主は、「申立期間当時、会社の業績が悪化していたため、申立人については、試用期間が経過した後も、厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しているところ、滞納処分票により、A社は、申立期間を含む平成7年7月分からの期間の社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）を滞納していることが確認できる。

また、前述の事業主及び申立人を記憶する同僚は、いずれも「申立期間当時のA社の従業員数は、約6人であった。」と供述しているところ、A社に係るオンライン記録では、申立期間当時に係る厚生年金保険の被保険者数は、事業主を含めて3人であることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限

らない事情がうかがえる。

さらに、前述のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、適用事業所名簿によれば、A社は、平成10年8月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答している上、前述の申立人を記憶する同僚及び前述のオンライン記録により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚一人も、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことを記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低く記録されていることが分かった。申立期間に給与支給額が減額された記憶は無いので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は、「当社は一度倒産し、事務所も移転したため、申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚一人の標準報酬月額は、申立人と同様に、昭和 61 年 9 月の随時改定により、従来 20 万円から 18 万円に一旦減額されて記録されているものの、62 年 9 月の随時改定により、再び 20 万円として記録されていることが確認できる上、当該被保険者名簿において、時期は異なるが、51 年 4 月 1 日から 60 年 10 月 28 日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 78 人（申立人及び上記の同僚を除く。）のうち 6 人が、定時決定又は随時改定により、前年よりも標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立人のみが標準報酬月額を減額されている状況は確認できない。

さらに、申立人の標準報酬月額について、前述の被保険者名簿の記録とオ

ンライン記録は一致している上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡って不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、平成 11 年 1 月から 12 年 3 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているが、A 社に勤務していた申立期間当時の報酬月額は 50 万円であった。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、平成 12 年 1 月 28 日付けで、11 年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る法人登記簿により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、営業と総務の両部門を担当していた。時期は明確に記憶していないが、会社の経営環境が悪化したため、数回にわたって社会保険事務所（当時）との間で滞納保険料の納付について交渉した結果、私を含む厚生年金保険に加入していた役員 3 人の役員報酬を大幅に引き下げることになり、役員 3 人の標準報酬月額を下げた取締役会議事録に署名し押印した。」と供述し、元事業主は、「厚生年金保険料を滞納していたことから、申立人からの報告を受けて、標準報酬月額の減額訂正の届出を行った。」と回答していることから判断すると、A 社の取締役である申立人が関与せずに申立期間に係る標準報酬月額の減額処理が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の取締役として、自らを含む役員 3 人の標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年5月1日まで

昭和28年4月1日にA社に入社し、勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は29年5月1日となっている。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社交付の辞令、同社が提出した申立人に係る退職経歴証明書、及びB国民健康保険組合の申立人に係る組合員の加入記録から、申立人は、昭和28年4月1日に申立事業所に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「当時は、国民健康保険と厚生年金保険の加入手続を同時に行っておらず、どちらかを提出していたようであった。その理由は分からない。」と回答している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「昭和28年4月1日にA社に入社したが、厚生年金保険は入社後1年以上経ってから加入したことになる。A社では、同社各支店（各作業所）から同社本社に連絡して厚生年金保険に加入させる取扱いであったことから、当時私の所属していた同社B支店が厚生年金保険の加入手続を怠ったのではないかと思っている。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によれば、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和29年5月1日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、社員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取

得日は、昭和 29 年 5 月 1 日となっており、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A 社では、「申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の源泉控除については、根拠となる資料が無いので不明である。」と回答している上、前述の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「厚生年金保険に加入していなかった期間については、保険料が給与から控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から26年7月1日まで
昭和23年5月1日から28年10月17日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、A社（適用事業所名簿によると、昭和23年5月1日から25年1月30日までの期間について厚生年金保険の適用事業所としての記録がある。以下「A社(旧)」という。）及びA社（適用事業所名簿によると、B社として設立され、昭和25年12月31日にC社に、28年2月にA社に名称を変更している。24年12月1日から30年4月16日までの期間について厚生年金保険の適用事業所としての記録がある。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、A社(旧)において昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年1月1日に同資格を喪失した後、A社において26年7月1日に同資格を取得し、28年10月17日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致している。

また、前述の両被保険者名簿によれば、A社(旧)が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和25年1月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日にA社に係る同資格を取得している者が複数確認でき、当該被保険者の厚生年金保険被保険者記号番号は、両被保険者名簿において同一の被保険者記号番号である一方、申立人の同被保険者記号番号は異なる記号番号が記載されており、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得に際し

て、新たな記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、両申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の両事業主は既に死亡しており、前述の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の厚生年金保険の加入状況等に係る供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 9 日から 50 年頃まで

A社に運転手として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私の実兄と一緒に申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、並びに前述の同僚及び被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により申立期間直前の昭和 49 年 9 月までの期間に係る被保険者記録が確認できる社会保険事務を担当していたとする者は、「現場担当の従業員については、専門技術者のみを社会保険に加入させていた。当時、会社には仕事も無く、経営が思わしくなかったため、従業員を社会保険には加入させないようにしていた。」と供述し、同時期に経理事務を担当していたとする者は、「会社の経営状態が悪く、社長は従業員を社会保険に加入させないようにしていた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで

A社B事業所に入社した後、同社C事業所に異動し、申立期間においても勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人が申立期間においてA社C事業所に勤務したと申し立てているところ、A社に係る社史等によれば、申立人が勤務していたとする同社C事業所は、昭和 20 年 5 月にD市からE市に疎開のために移された後に同社F事業所と改称され、同年 11 月に同社G事業所及び同社H事業所と統合されて同社I事業所と改称されていることが確認できるものの、A社は、「関連資料が保管されておらず、申立期間当時の状況は不明である。」と回答している上、同社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の前後の5ページにおいて16人の同僚の抽出調査を行ったが、連絡先等を確認することができず、申立人の申立期間の申立事業所における勤務について確認することができない。

また、A社I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人の申立期間の被保険者記録は確認できない上、同社C事業所及び同社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに上記の旧台帳によれば、申立人は、昭和19年6月1日に同社C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月

31日に同資格を喪失し、同年9月1日に同社F事業所に係る被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月頃から 35 年 10 月頃まで

A社の従業員としてB社C工場及び同社D工場において業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主や事務担当者の名前を記憶していること、申立期間に医療機関において健康保険被保険者証を提示したこと等を理由として、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所では、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、労働者名簿等の関連資料は保管しておらず、在籍の事実を確認することができない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げる同僚を含む複数の者に照会しても申立人を承知している者はいないことから、申立人の申立事業所における勤務実態が確認できない。

また、前述の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の者は、「申立期間当時は、日雇労働者もいて、社会保険に加入していない者もいた。」、「申立人が従事していた業務の責任者は正社員であり、社会保険に加入していたが、それ以外の者は社会保険に加入している者もいれば、日雇健康保険に加入している者もいた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立事業所は、「申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者資格喪失届を保管しているが、申立人の記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診した。」と申し立てているものの、申立人が受診したとする医療機関に照会しても、当時の診療記録は保管されておらず、申立ての事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月18日から同年4月18日まで
年金事務所に船員保険の被保険者記録を照会したところ、昭和26年3月18日から同年5月21日までの期間においてA氏所有のB丸に乗り組んでいたのに、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が無いとの回答があった。
船員手帳の記載のとおりA氏所有のB丸に乗り組んでいたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳（写）の船舶所有者欄には「C社」と記入されているが、申立期間直後に申立人の船員保険の被保険者記録が確認できるB丸に係る船員保険被保険者名簿（船名欄には「B丸」と記載されているのみで、船番号は記載されていない。）によると、上記船員手帳に記載されている船舶所有者の住所及び当該所有者名が前述の被保険者名簿に記載されている船舶所有者の住所と同一であることなどから判断すると、申立人が乗り組んだとするB丸の船舶所有者は「D社」であったと推認される。

また、上記の船員手帳によれば、雇入年月日及び雇入欄には、「昭和26年3月18日 国の所管局E支局の押印有り）」、雇止年月日及び雇止欄には、「昭和26年5月22日 国の所管F局の押印有り）」と記載されていることなどから判断すると、申立人が申立期間においてD社が所有するB丸に雇入れされていたことは認められる。

しかしながら、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人に係る記憶は無く、当時の船員保険料の控除については分からない。私は船長のA氏に雇われ、B丸に乗り組んで、H地区からI地区又はJ地区までの航路において積荷を運んでいた。船員保険の手続きは船長の子が行っていたと思う。船員保険の加入については取扱いが曖昧であった。私は船員手帳を所持していないことから、船員手帳の雇入れ記録

と船員保険の被保険者記録が一致しているのか否か分からない。」と供述している上、被保険者名簿において昭和 25 年 11 月から 27 年 7 月までの期間に船員保険被保険者の資格を取得した記録が確認できる申立人を含む 4 人は、いずれも「B 丸には 5 人から 8 人が乗り組んでいた。」と供述しているところ、当該期間における被保険者数は、2 人から 5 人で推移していることから判断すると、申立事業所では、必ずしも雇入れと同時に乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人が B 丸と一緒に乗り組み勤務していたとして名前を挙げる同僚は、昭和 27 年 3 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得しており、申立期間に係る船員保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び前述の被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、昭和 26 年 4 月 18 日となっており、この記録はオンライン記録と一致している。

なお、国の所管省 G 局は、「担当課長通知により、平成 17 年 1 月 4 日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答している上、年金事務所は、「船員手帳は国の所管局が発行したものであり、船員として乗船するための条件であった。船員として乗船するとともに船員保険に加入させることになっていたが、船員保険被保険者資格の取得手続を行わない事業主（船舶所有者）もいた。船員手帳は、社会保険事務所（当時）が発行したものでないので、必ずしも船員保険に加入したという証拠にならない。」と回答している。

加えて、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も、その所在が確認できないことから照会することができない上、一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げる上記同僚は既に死亡していることから供述を得ることができず、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び事業主による船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月20日から同年4月1日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）の直営店設立のため、C社に出向していた。この期間に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社から給与の支払を受けていた期間である。」と申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和45年3月21日にA社に係る雇用保険被保険者の資格を取得し、53年1月20日に離職していることが確認できるところ、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致している。

また、B社は、「申立期間は転籍後の期間であり、A社において給与の支給及び保険料控除があったとは考えられない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が出向していたとするC社については、適用事業所名簿によれ

ば、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含む 3 人が同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できるところ、オンライン記録によれば、前述の 3 人のうちの 1 人は、申立期間を含む 50 年 3 月から 53 年 3 月までの期間において国民年金に加入していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。学校を卒業後、最初に勤務した職場であり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容等に係る供述、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「当時、A社では、入社後1年間は、厚生年金保険に加入しない見習期間があったと記憶している。」、「申立人と同姓の同僚が勤務していたことを記憶しているが、当時、A社では、入社後、厚生年金保険に加入しない試用期間があったと記憶している。」、「当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によると、複数の同僚が供述するそれぞれの入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないことなどから判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は

確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。